

酒類の販売数量等報告書の記載要領

1 酒類の販売業者は、この報告書に年間（4月1日～3月31日）分の販売数量を記載して、4月30日までに販売場の所轄税務署長に提出してください。

（注）それぞれの欄のマス目の数より桁数が多くなる場合は、マス目を無視し、それぞれの欄の中に収まるように記載してください。

2 （令和__年4月1日～令和__年3月31日分）の「__年」には、各会計年度の開始の年と終了の年を記載してください。

3 「卸売販売数量」欄の「対卸売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類製造者又は卸売業者に販売した数量を、「対小売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類小売業者に販売した数量を、それぞれ記載してください。

4 「小売販売数量」欄には、一般の消費者、菓子等製造業者又は酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業としている者に販売した数量を記載してください。

5 「卸売販売数量」欄及び「小売販売数量」欄には、輸出した数量は含めず、販売先から返品を受けた数量を差し引いた数量を記載してください。

なお、年間に販売した酒類が、全て輸出に係るものである場合には、「摘要②」欄の「酒類の販売は輸出のみ」にチェックしてください。

6 「3月末在庫数量」欄には、報告対象年度末の在庫数量（輸出用酒類の数量を含む。）を記載してください。

なお、酒税法施行令第54条の2第1号の規定により「酒類蔵置所設置報告書」を所轄税務署に提出している場合は、当該蔵置所の在庫数量を含めて記載してください。

7 数量の単位はリットル位（ただし、粉末酒はグラム位）とし、単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。

8 「税務署整理欄」は記載しないでください。

9 「摘要①」欄には、報告書提出日現在における販売場の業態に応じて、次の区分にしたがって、欄にチェックしてください。

なお、製造業者及び卸売業者の場合には、「◎」にチェックしてください。

①一般酒販店（酒屋、酒類専門店等）、②コンビニエンスストア、③スーパーマーケット、④百貨店、⑤①から④以外の量販店（ディスカウントストア等）、⑥その他（A 業務用卸主体店、B ホームセンター・ドラッグストア、C その他）

【記載例】

例えば、ワイン専門店の場合は「①」にチェックしてください。